

平成29年度瑞穂市国民保護計画 改正のポイント

市町村国民保護計画については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」第35条に基づき、国の「国民の保護に関する基本指針」や都道府県国民保護計画に沿った内容で作成しています。

今回、当該基本指針の改正に伴い「国民の保護に関する基本指針等の内容の市町村国民保護計画への反映及び避難実施要領のパターンの作成の促進について（通知）（平成29年8月3日付け消防国第70号）」にて通知があったため、内容の修正を行ったものです。

また、市の情勢や組織変更に伴う軽微な修正も同時に行っております。

1 国民の保護に関する基本指針等の変更による追加・変更

(1) 安否情報システム関係

概要	記載ページ
安否情報システムの運用方法について修正するもの。	P 2 2

(2) 避難行動要支援者関係（全体）

概要	記載ページ
災害対策基本法により、「要配慮者」のうち避難時に特に支援が必要な者を、「避難行動要支援者」とし、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けされたことに伴い、関係部分の「要配慮者」を「避難行動要支援者」、「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に修正するもの。	P 2 5 ~ 2 6 P 4 5 P 4 7 ~ 5 0

(3) 防衛省関係

概要	記載ページ
防衛省の設置に伴い、防衛庁長官を防衛大臣に修正するもの。	P 3 9

(4) Em-net・J-ALERT関係

概要	記載ページ
緊急情報ネットワークシステム（Em-net）・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用開始に伴い、運用方法等を明記するもの。	P 4 4 ~ 4 5

(5) 大規模集客施設関係

概要	記載ページ
内容の新設に伴い追加するもの。	P 4 9

(6) 武力攻撃原子力災害関係

概要	記載ページ
原子力災害発生時のモニタリングの実施、スクリーニング及び除染の実施、食料品等による被ばくの防止について、市地域防災計画（原子力災害対策編）に定められた措置に準じた措置を講ずるよう内容を修正するもの。	P 6 6

2 市の行政組織の再編に伴う変更

概要	記載ページ
平成30年4月1日より国民保護担当課が総務部総務課から企画部市民協働安全課に変更となることに伴い修正するもの。	P 3 3

3 市の現状に合わせた数値等の変更

概要	記載ページ
市の人口、大規模集客施設の名称など、市の現状に合わせて修正するもの。	P 1 1 ~ 1 2

○その他

国民の保護に関する基本指針の変更について、国から「国民の保護に関する基本指針の変更の国民の保護に関する計画への反映について（平成29年12月19日付け消防国第106号）」にて示されておりますが、県国民保護計画の整合性を図る必要があるため、現在、県において改正作業を行っています。そのため、市町村国民保護計画については、来年度以降に、改正を行う必要があります。